

# 関川村防災無線の更新に係る基礎調査及び基本構想策定支援業務委託仕様書

## I 件名

関川村防災無線の更新に係る基礎調査及び基本構想策定支援業務

## II. 事業目的

本村における現行の防災無線受発信装置は 2011 年に導入した後、メーカーの推奨する耐用期限（約 10 年）を経過しており、戸別受信機の経年劣化による故障対応が年々増加しているところ。

また、音が聞き取りづらい、録音再生（40 分）機能が使いづらい、設置場所を変更してほしい（住居の建替えや世帯分離等）等の問い合わせも増加している。

については、防災無線の現状を村民及び現行事業者等に対して行うとともに、最新の業界及び製品の動向、代替手段の検討等を行い、把握したうえで、次期防災無線の導入に向けた基本構想を策定するもの。

## III. 委託内容

### 1. 基礎情報の収集と現状分析

#### (1) 目的等の整理

本村が今後策定予定の次期防災無線の導入に向けた基本構想策定に向けた、本村の視点からの背景と、それを踏まえた本村における基本構想策定の必要性と目的、他の計画との整合性について整理を行う。

#### (2) 概況調査

本村における防災無線受発信装置についての基礎情報を現行業者へのヒアリングを行うとともに、他社事例及び他の市町村への最新事例を現行業者及び他の自治体へのヒアリングを行い、次期防災無線の導入に向けた情報の調査と分析

#### (3) 意識調査

村が指定する集落の村民及び村内事業者（法人個人合わせて 10 件程度）を対象（対象の選定に当たっては別途協議）とし、現行の受信機の設置状況、利便性及び要望の調査及び分析

### 2. 上記 1. を踏まえた次期防災無線の導入に向けた基本構想（案）の作成

作成に当たっては、令和 5 年 10 月に関川村、アフラック生命保険株式会社、及びゼネラ株式会社による包括連携協定に基づいて行われた実証実験の結果を踏まえた内容とすること。

### 3. 村との打合せ会議の開催支援

本業務において村と打合せ会議に出席する場合は、会議の運営支援を行う。また、会議は月次を想定し、以下の業務を行う。

#### (1) 会議に必要な各種データの整理及び資料の作成

#### (2) 会議時の説明及び運営支援

#### (3) 議事録の作成

### Ⅲ. スケジュール

時期	事業内容
令和5年12月	委託契約
令和5年12月～令和6年3月	打合せ会議・調査検討等の実施、進捗状況報告（定期月例）
令和5年3月16日	事業完了報告書類の提出
令和5年3月下旬	委託料の支払い

### Ⅳ. 成果物

次の成果物を委託期間内に提出すること。

#### 1 提出物

- (1) 業務報告書（A4判）及び次期防災無線の導入に向けた基本構想（案）・・・3部
- (2) その他、本業務に係る調査結果や活用データなど村が必要とする資料 1式
- (3) 打合せ記録簿
- (4) 上記(1)～(3)の電子データ 1式

#### 2 提出先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

関川村役場 総務課 あて

TEL 0254-64-1476

#### 3 検査

成果物は、本村の検査を受けるものとする。検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

また、成果物の引き渡し後に、受託者の責に帰すべき誤り等が発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

### Ⅴ. 実施上の注意事項

- (1) 事業実施に当たっては、本村と十分に打合せを行うこと。なお、毎月進捗報告を行うこととし、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡調整を行い、協議・打合せ内容について、受託者が速やかに打合せ記録を作成して提出すること。
- (2) 業務内容については、本仕様書の内容を基本とするが、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、本村から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 各種調査検討に当たっては、政府が公表している脱炭素・再生可能エネルギー関連施策の方針・計画等との整合を図り、今後策定を予定している地方公共団体実行計画（区域施策編）への反映と本村が先行して脱炭素社会を実現する地域づくりを考慮して行うこと。

## VI. その他特記事項

### (1) 独自の提案

本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的に資する内容の提案がある場合は、積極的に提案を行うこと。なお、その提案については事前に本村と協議を行うこと。

### (2) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部もしくは主たる部分又は費用の合計額の 50%を超えるものを第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 業務責任者

受託者は、あらかじめ業務を実施する責任者を選任し、当村に報告すること。

### (4) 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。また、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、十分に注意すること。

### (5) 成果物等の帰属

成果物、その他業務の実施により得られた成果、情報等については、本村に帰属するものとし、本村の承認なしで他に使用してはならない。また、受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務使用等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

### (6) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、本村に経過・発生原因等を速やかに報告し、本村の指示に従うものとする。

### (7) 委託費の返還等

本業務以外の用途に使用するなど虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させるものとする。

### (8) その他

本業務の実施に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本村と協議を行い決定するものとする。